

令和8年9月2日提出

一宮市議会定例会議案
単 行

目 次

令和8年9月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第71号	一宮市部等の設置に関する条例の一部改正について	1頁
議案第72号	一宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につ いて	3頁
議案第73号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及 び一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	6頁
議案第74号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部改正について	30頁
議案第75号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部改正について	43頁
議案第76号	一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の 基準に関する条例及び一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こど も園の認定の要件を定める条例の一部改正について	47頁
議案第77号	一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	53頁
議案第78号	一宮市火災予防条例の一部改正について	56頁
議案第79号	中部中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結に ついて	58頁
議案第80号	葉栗中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結に ついて	59頁
議案第81号	南部中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結に ついて	60頁
議案第82号	西成中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結に ついて	61頁
議案第83号	萩原中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結に ついて	62頁

議案第84号	旧今伊勢分院解体その他工事の請負契約の締結について	63頁
議案第85号	アイプラザー宮講堂解体その他工事の請負契約の締結について	64頁
議案第86号	旧温水プール解体工事の請負契約の締結について	65頁
議案第87号	森本中央公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について	66頁
議案第88号	旧中央看護専門学校及び旧スケート場の解体工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について	67頁
議案第89号	水槽付消防ポンプ自動車(CD-Ⅰ型)の売買契約の締結について	68頁
議案第90号	小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結について	69頁
議案第91号	高規格救急自動車の売買契約の締結について	70頁
議案第92号	パーティション及び簡易ベッドの売買契約の締結について	71頁
議案第93号	和解及び損害賠償の額の決定について	72頁
議案第94号	市道路線の廃止及び認定について	73頁
議案第95号	損害賠償の額の決定について	86頁
認定第1号	令和7年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について	87頁
認定第2号	令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について	88頁
認定第3号	令和7年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について	89頁
報告第22号	専決処分の報告について	90頁
報告第23号	専決処分の報告について	92頁
報告第24号	下水道使用料の督促に係る審査請求の却下の報告について	93頁
報告第25号	令和7年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算報告について	94頁
報告第26号	令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算報告について	96頁
報告第27号	令和7年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について	98頁
報告第28号	令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について	99頁

報告第29号	令和7年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告 について	100頁
報告第30号	いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について	101頁

一宮市部等の設置に関する条例の一部改正について

一宮市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

デジタルを活用した地方創生推進に関することを総合政策部から総務部に移管するため、
本案を提出する。

一宮市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例

一宮市部等の設置に関する条例(昭和45年一宮市条例第17号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(事務分掌) 第2条 総合政策部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) デジタルを活用した地方創生推進に</u> <u>関すること。</u> <u>(6)～(8) 略</u> 2 総務部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(3) 略 <u>(4)～(8) 略</u> 3～12 略	(事務分掌) 第2条 略 (1)～(4) 略 <u>(5)～(7) 略</u> 2 略 (1)～(3) 略 <u>(4) デジタルを活用した地方創生推進に</u> <u>関すること。</u> <u>(5)～(9) 略</u> 3～12 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

議案第72号

一宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

一宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)の一部改正に伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

一宮市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成4年一宮市条例第50号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者(以下「代表者等」という。)とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号へに規定する職務代行者 (2)～(4) 略 (登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「認可地縁団体の代表者等」とあるのは「認可地縁団体の代表者等の代理人」と、第7条	(登録資格) 第2条 略 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 (登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「認可地縁団体の代表者等」とあるのは「認可地縁団体の代表者等の代理人」と、第7条

第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。

第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)の施行により満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことによる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準を定めるため、本案を提出する。

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は____同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合____ ____にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。 (4)～(9) 略 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校におい	(定義) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合)にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。 (4)～(9) 略 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校におい

て行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項

____に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等_____

_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2・3 略

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

て行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上

限定小規模保育事業者を除く。))により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2・3 略

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 略

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) 略 第3章 小規模保育事業 第1節 小規模保育事業の区分 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型_____及び小規模保育事業C型_____とする。 (職員) 第29条 略 2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 略 3 略 (準用) 第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。 (利用定員)	(7)～(11) 略 第3章 小規模保育事業 第1節 小規模保育事業の区分 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。 (職員) 第29条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 略 3 略 (準用) 第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と_____読み替えるものとする。 (利用定員)
---	---

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項 _____ の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。	第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号 _____ において同じ。)」と _____ 読み替えるものとする。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第30号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
目次 第1章 総則(第1条—第3条) 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準(第4条) 第2節 運営に関する基準(第5条—第34条)	目次 第1章 総則(第1条—第3条) 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準(第4条) 第2節 運営に関する基準(第5条—第34条)

第3節 特例施設型給付費に関する基準 (第35条・第36条) 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準(第37条) 第2節 運営に関する基準(第38条—第50条) 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) 第4章 雑則(第53条) 付則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 (7)～(11) 略 (12)～(22) 略 (23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29) 略 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略	第3節 特例施設型給付費に関する基準 (第35条・第36条) 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準(第37条) 第2節 運営に関する基準(第38条—第50条) 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条—第52条) 第4章 雑則(第53条) 付則 (定義) 第2条 略 (1)～(5) 略 (6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。 (6)の2 <u>満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。 (7)～(11) 略 (11)の2 <u>教育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。 (11)の3 <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。 (11)の4 <u>保育認定子ども</u> 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。 (12)～(22) 略 (23) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29) 略 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略
--	--

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4・5 略 (あつせん、調整及び要請に対する協力)	4・5 略 (あつせん、調整及び要請に対する協力)
第7条 略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設	第7条 略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設

の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育

の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第13条 略

2・3 略

4 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア 略

(ア) 教育認定子ども

77, 101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育

学校の前期課程又は特別支援学校の
小学部の第1学年から第3学年までに
在籍する子どもをいう。以下イ _____に
おいて同じ。)が同一の世帯に3人以上
いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に
定める者に該当するものに対する副
食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子ども 負担額算定基準
子ども又は小学校第3学年修了前子
ども(そのうち最年長者及び2番目
の年長者である者を除く。)である
者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子ども 負担額算定基準
子ども(そのうち最年長者及び2番
目の年長者である者を除く。)であ
る者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教
育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉
法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定
こども園である特定教育・保育施設の職員
にあつては認定こども園法第27条の2第1
項各号、_____幼稚
園である特定教育・保育施設の職員にあつ
ては学校教育法第28条第2項において準用
する認定こども園法第27条の2第1項各号)
に掲げる行為その他当該教育・保育給付認
定子どもの心身に有害な影響を与える行
為をしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援
事業(法第59条第1号に規定する事業をい

学校の前期課程又は特別支援学校の
小学部の第1学年から第3学年までに
在籍する子どもをいう。以下このイ _____に
おいて同じ。)が同一の世帯に3人以上
いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に
定める者に該当するものに対する副
食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども

_____ 負担額算定基準
子ども又は小学校第3学年修了前子
ども(そのうち最年長者及び2番目
の年長者である者を除く。)である
者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

_____ 負担額算定基準
子ども(そのうち最年長者及び2番
目の年長者である者を除く。)であ
る者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教
育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉
法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定
こども園である特定教育・保育施設の職員
にあつては認定こども園法第27条の2第1
項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚
園である特定教育・保育施設の職員にあつ
ては同法 第28条第2項において準用
する認定こども園法第27条の2第1項各号)
に掲げる行為その他当該教育・保育給付認
定子どもの心身に有害な影響を与える行
為をしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援
事業(法第59条第1号に規定する事業をい

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項、第7条第2項及び

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び

用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項

用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども

」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども

」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」(特別利用教育を受ける者を含む。))と、同号イ(イ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」(特別利用教育を受ける者を除く。))とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項

の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、

の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者

_____は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章_____において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)

_____は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項 _____ に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	<u>現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> 4 前2項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、<u>これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</u> 5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u> _____ に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u> _____ に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u> _____ の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
---	---

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型

保育事業を行う者を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者_____

_____により特定地域型保育

_____の提供を受けていた

満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の_____小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 略

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子ども_____に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上

限定小規模保育事業者を除く。第6項

において同じ。)により特定地域型保育

(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6

項において同じ。)の提供を受けていた

満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る_____

_____。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 略

7 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の

(利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2～6 略 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項_____に規定する選考の方法を含む。) (8)～(11) 略 (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (記録の整備) 第49条 略	<u>規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2～6 略 (運営規程) 第46条 略 (1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項<u>及び第3項</u>に規定する選考の方法を含む。) (8)～(11) 略 (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (記録の整備) 第49条 略
---	---

2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略 (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>について」と、<u>第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と</u> _____ _____ _____ _____ _____	2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略 (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>教育認定子ども</u> _____を除く。以下この節において同じ。)について」と、<u>第14条第1項</u> _____ _____中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準
--	---

_____読み替えるものとする。 (特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者 _____ _____が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項 _____において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(_____第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。次条第3項 _____において	用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。 (特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子ども _____ _____に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども _____及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども _____を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。第52条第3項において
---	--

同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章_____において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者_____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4

同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、_____第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども_____を含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども_____に係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4

項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた

(特定利用地域型保育の基準)
 第52条 特定地域型保育事業者 _____
 _____が法第19条第2号に掲げる
 小学校就学前子どもに該当する教育・保育
 給付認定子どもに対し特定利用地域型保
 育を提供する場合には、法第46条第1項に
 規定する地域型保育事業の認可基準を遵
 守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定に
 より特定利用地域型保育を提供する場合
 には、当該特定利用地域型保育に係る法第
 19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに
 該当する教育・保育給付認定子ども及び特
 定地域型保育事業所を現に利用している
同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに
 該当する教育・保育給付認定子ども(前条
 第1項)の規定により特別利用地域型保育
 を提供する場合にあっては、当該特別利用

順序により決定する方法、当該特定地域型
 保育事業者の保育に関する理念、基本方針
 等に基づく選考その他公正な方法により」
と、第43条第1項中「教育・保育給付認定
 保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る
 教育・保育給付認定保護者に限る。)」と
 あるのは「教育・保育給付認定保護者(特
 別利用地域型保育の対象となる教育認定
 子どもに係る教育・保育給付認定保護者を
 除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3
 項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30
 条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基
 準により算定した費用の額」と、同条第3
 項中「前2項」とあるのは「前項」と、同
 条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」
 と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費
 用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又
 はイに掲げるものを除く。)に要する費用」
 と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前
 3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)
 第52条 特定地域型保育事業者(満3歳以上
 限定小規模保育事業者を除く。以下この条
 において同じ。)が満3歳以上保育認定子ど
 も _____
 _____に対し特定利用地域型保
 育を提供する場合には、法第46条第1項に
 規定する地域型保育事業の認可基準を遵
 守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定に
 より特定利用地域型保育を提供する場合
 には、当該特定利用地域型保育に係る満3
 歳以上保育認定子ども
 _____及び特
 定地域型保育事業所を現に利用している
満3歳未満保育認定子ども
 _____(第51
 条第1項の規定により特別利用地域型保育
 を提供する場合にあっては、当該特別利用

地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者_____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用</u>」とする。	地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>_____を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>_____ (特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く_____。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用</u>」とする。
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第74号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)等の一部改正に伴い、保育所等において専門的支援等を推進するため理学療法士等の専門職の活用を進めることができるようにし、及び家庭的保育事業等に係る児童等に対する保育士等の配置基準に係る経過措置の終期を定めるため、本案を提出する。

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員) 第29条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師 _____ を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(職員) 第29条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)</u>又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合

(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	<u>当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和6年一宮市条例第37号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 1 略 (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、第1条の規定による改正後の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項 _____ _____の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定 _____は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	付 則 1 略 (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、第1条の規定による改正後の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)<u>の</u>規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)<u>は</u>、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 3 <u>保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)<u>は</u>、この条例

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定

は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定

は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定

の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

4 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

5 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第36条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

6 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。)

は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定

は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 5 子どもの教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定

は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定

は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 7 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 8 子どもの教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定(満3歳以上満4歳未満の子どもの教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定(満3歳以上満4歳未満の子どもの教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に

_____は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
	9 <u>子どもの教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定(満4歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、<u>第4条の規定による改正前の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定(満4歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員) 第36条 略 2 略	(職員) 第36条 略 2 略 3 <u>前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理療法担当職員(第26条第3項に規定する心理療法担当職員をいう。)</u>又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、<u>障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)</u>を、<u>1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士によ</u>

付 則 1～4 略 5 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>保育士の数</u>（前2項の規定の適用がないものとした場合の第36条第2項の規定により算定される<u>ものをいう。</u>）の3分の2以上、置かなければならない。 6 第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下<u>この項において「看護師等」という。</u>）を、1人に<u>限って</u>、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士_____による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	付 則 1～4 略 5 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>第36条第3項又は前2項_____の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、_____前2項の規定の適用がないものとした場合の第36条第2項の規定により算定される<u>保育士の数</u>の3分の2以上、置かなければならない。 6 第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下_____「看護師等」という。）を、1人に<u>限り</u>、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（<u>同条第3項又は付則第3項若しくは付則第4項の規定により保育士とみなされる者及び第36条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。</u>）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 7 <u>第36条第3項及び前項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和2年一宮市条例第60号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の数等) 第5条 略 2～6 略	(職員の数等) 第5条 略 2～6 略 7 <u>第4項に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)</u>又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、<u>障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)</u>をもって代えることができる。<u>ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
<u>7・8</u> 略 付 則 1～8 略 9 第5条第4項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって	<u>8・9</u> 略 付 則 1～8 略 9 第5条第4項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって

<u>第5条第4項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 10 略 11 <u>前4項</u>の規定により<u>第5条第4項に定める者を</u><u>小学校教諭等免許状所持者</u>、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該<u>小学校教諭等免許状所持者</u>、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。	<u>同項</u>に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 10 略 11 <u>第5条第7項及び前4項の規定により同条第4項</u>に定める者を<u>特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u> 12 <u>第5条第7項並びに付則第9項及び付則第10項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同条第4項に定める者(同条第7項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第5条 一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和2年一宮市条例第61号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の資格) 第5条 略 2 略	(職員の資格) 第5条 略 2 略 3 <u>前2項に定める者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であ</u>

付 則 1～6 略 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の3分の1を超えてはならない。 【別記 参照】 8・9 略	<u>って、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 付 則 1～6 略 7 略 【別記 参照】 8・9 略 10 <u>第5条第3項及び付則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士(第5条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】 現行 付則第3項	第5条第1項に定める者	幼稚園教員等免許状所持者
------------------------------------	--------------------	---------------------

略		
付則第5項	第5条各項	略
略		

改正案

第5条第3項	第5条第1項に定める者	特定理学療法士等
付則第3項	第5条第1項に定める者	幼稚園教員等免許状所持者
略		
付則第5項	第5条第1項及び第2項	略
略		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)の制定により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)等の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業者等について児童対象性暴力等の防止等のための措置を講ずることを新たに義務とするため、本案を提出する。

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第13条 削除	<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第13条 略	第13条 略 <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第13条の2 児童福祉施設(助産施設を除く。)の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定

	する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第60号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第3条の2 略	第3条の2 略 (<u>児童対象性暴力等の防止</u>) 第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、<u>法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)</u>を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和2年一宮市条例第61号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(管理運営等) 第10条 略 2～11 略	(管理運営等) 第10条 略 2～11 略 12 <u>認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。)を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第76号

一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する
条例及び一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定め
る条例の一部改正について

一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
及び一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)の施行により主務保育教諭等の職が創設されたことに伴い幼保連携型認定こども園の各学級に配置すべき職の追加等を行い、及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第1号)等の一部が改正されたことに伴い幼保連携型認定こども園等の1学級の園児等の数の上限を引き下げるため、本案を提出する。

一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する
条例及び一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定め
る条例の一部を改正する条例

(一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
の一部改正)

第1条 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する
条例(令和2年一宮市条例第60号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(設備運営基準の目的) 第2条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児(法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (学級の編制の基準) 第4条 略 2 1学級の園児数は、<u>35人</u>以下を原則とする。 3 略 (職員の数等) 第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭_____又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。 2・3 略 4 前項に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び付則第7項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。))、	(設備運営基準の目的) 第2条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児(法第14条第7項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (学級の編制の基準) 第4条 略 2 1学級の園児数は、<u>30人</u>以下を原則とする。 3 略 (職員の数等) 第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。 2・3 略 4 前項に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び付則第7項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。))、

主幹保育教諭、指導保育教諭_____、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 5～7 略 8 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 (1) 略 (2) 主幹養護教諭_____, 養護教諭又は養護助教諭 (3) 略 (学校教育法施行規則の準用) 第12条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下この条において「園児」という。))が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。 (市条例の準用) 第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第7号、第35条(後段を除く。))並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【別記 参照】 2 市条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併設する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他	主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 5～7 略 8 略 (1) 略 (2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 (3) 略 (学校教育法施行規則の準用) 第12条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児(以下この条において「園児」という。))が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。 (市条例の準用) 第13条 略 【別記 参照】 2 市条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併設する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他
---	---

の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併設する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

付 則

1～5 略

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

6 略

7 第5条第4項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭_____及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づ

の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併設する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

付 則

1～5 略

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

6 略

7 第5条第4項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づ

く教育に従事してはならない。 8～11 略	く教育に従事してはならない。 8～11 略
--------------------------	--------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
略		

改正案

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児(以下「園児」という。)
略		

(一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和2年一宮市条例第61号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の配置) 第4条 略 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日8時間程度利用するものに共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて、学級を編制し、学級ごとに担当する職員を1人以上置かなければならない。この場合におい	(職員の配置) 第4条 略 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日8時間程度利用するものに共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて、学級を編制し、学級ごとに担当する職員を1人以上置かなければならない。この場合におい

て、1学級の子どもの数は、<u>35人</u>以下とする。 付 則 1 略 (職員の配置等に係る特例) 2 略 3 第5条第1項に定める者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭_____又は養護教諭として従事している者を除く。以下「幼稚園教員等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。 4～9 略	て、1学級の子どもの数は、<u>30人</u>以下とする。 付 則 1 略 (職員の配置等に係る特例) 2 略 3 第5条第1項に定める者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>又は養護教諭として従事している者を除く。以下「幼稚園教員等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。 4～9 略
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児の数については、第1条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第4条第2項の規定に関わらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第2条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

産業廃棄物の処分費用及び一般廃棄物処理手数料の額を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年一宮市条例第10号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(産業廃棄物の処分費用) 第22条 市は、前条の規定による処分を行うときは、法第13条第2項の規定により、事業者から産業廃棄物の処分費用として、計量時ごとの計量表示10キログラムにつき<u>200円</u>を徴収する。 別表第1(第19条関係) 【別記 参照】 備考 略	(産業廃棄物の処分費用) 第22条 市は、前条の規定による処分を行うときは、法第13条第2項の規定により、事業者から産業廃棄物の処分費用として、計量時ごとの計量表示10キログラムにつき<u>300円</u>を徴収する。 別表第1(第19条関係) 【別記 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分		手数料の額
一般廃棄物処理手数料	一般廃棄物(特定家庭用機器廃棄物を除く。)で、市長の指定する場所に占有者(その委託を受けたものを含む。以下同じ。)が自ら搬入するもの	計量時ごとの計量表示10キログラムにつき <u>200円</u>
略		

改正案

区分		手数料の額
一般廃棄物処理	一般廃棄物(特定家庭用機器廃棄物を除く。)で、市長の指定する場所に占有者(その委託を受けたものを含む。以下同じ。)が自ら搬入するもの	計量時ごとの計量表示10キログラムにつき <u>300円</u>

理 手 数 料		
略		

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第22条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき事由の生じた産業廃棄物の処分費用及び一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に徴収すべき事由の生じた産業廃棄物の処分費用及び一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

一宮市火災予防条例の一部改正について

一宮市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

火を使用する器具で調理に用いるもの及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具で調理に用いるものの取扱いについて、当該器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理を義務とするため、本案を提出する。

一宮市火災予防条例の一部を改正する条例

一宮市火災予防条例(昭和37年一宮市条例第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(液体燃料を使用する器具) 第18条 略 2 略	(液体燃料を使用する器具) 第18条 略 2 略 3 <u>液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。</u>
(固体燃料を使用する器具) 第19条 略 2 略	(固体燃料を使用する器具) 第19条 略 2 略 3 <u>固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。</u>
(気体燃料を使用する器具) 第20条 略 2 略	(気体燃料を使用する器具) 第20条 略 2 略 3 <u>気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u>
(電気を熱源とする器具) 第21条 略 2 略	(電気を熱源とする器具) 第21条 略 2 略 3 <u>電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

中部中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結について

次のとおり中部中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 中部中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市八幡4丁目1番111号ほか2箇所
- 3 工 事 概 要 中部中学校、今伊勢中学校及び尾西第三中学校に係る屋内運動場空調設備設置工事一式
 - (1) 空調設備工事一式
 - (2) 液化石油ガス設備工事一式
 - (3) 電気設備工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 215,050,000円
- 6 契約の相手方 一宮市萩原町萩原字東山越1710番地
株式会社森銀

葉栗中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結について

次のとおり葉栗中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 葉栗中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市高田字清水100番地ほか2箇所
- 3 工 事 概 要 葉栗中学校、北方中学校及び木曽川中学校に係る屋内運動場空調設備設置工事一式
 - (1) 空調設備工事一式
 - (2) 液化石油ガス設備工事一式
 - (3) 電気設備工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 222,200,000円
- 6 契約の相手方 一宮市富士3丁目5番15号
J E S ファシリティーズ株式会社

南部中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結について

次のとおり南部中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 南部中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市浅野字土井ノ内1番地1ほか2箇所
- 3 工 事 概 要 南部中学校、丹陽中学校及び大和中学校に係る屋内運動場空調設備設置工事一式
 - (1) 空調設備工事一式
 - (2) 液化石油ガス設備工事一式
 - (3) 電気設備工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 182,600,000円
- 6 契約の相手方 一宮市桜2丁目2番10号
ハヤカワ工業株式会社

西成中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結について

次のとおり西成中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 西成中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市西大海道字柏木15番地ほか2箇所
- 3 工 事 概 要 西成中学校、浅井中学校及び西成東部中学校に係る屋内運動場空調設備設置工事一式
 - (1) 空調設備工事一式
 - (2) 液化石油ガス設備工事一式
 - (3) 電気設備工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 169,752,000円
- 6 契約の相手方 一宮市音羽3丁目14番25号
ワシズ機械株式会社

萩原中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結について

次のとおり萩原中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 萩原中学校ほか2校屋内運動場空調設備設置工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市萩原町串作字河室浦1番地ほか2箇所
- 3 工 事 概 要 萩原中学校、大和南中学校及び尾西第二中学校に係る屋内運動場空調設備設置工事一式
 - (1) 空調設備工事一式
 - (2) 液化石油ガス設備工事一式
 - (3) 電気設備工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 188,100,000円
- 6 契約の相手方 一宮市明地字風張35番地1
中島工業株式会社

旧今伊勢分院解体その他工事の請負契約の締結について

次のとおり旧今伊勢分院解体その他工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 旧今伊勢分院解体その他工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原30番地他
- 3 工 事 概 要 (1) 旧今伊勢分院解体工事一式
(2) 旧今伊勢分院看護師寮解体工事一式
(3) 外構工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 1,182,500,000円
- 6 契約の相手方 昭和土建・日愛工業特定建設工事共同企業体
代表者 一宮市西島町5丁目8番地
昭和土建株式会社
構成員 一宮市和光2丁目1番21号 日愛ビル
日愛工業株式会社

アイプラザー宮講堂解体その他工事の請負契約の締結について

次のとおりアイプラザー宮講堂解体その他工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 アイプラザー宮講堂解体その他工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市若竹3丁目1番12号
- 3 工 事 概 要 アイプラザー宮講堂解体工事及び改修工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 455,400,000円
- 6 契約の相手方 一宮市北園通2丁目10番地
榊原建設株式会社

旧温水プール解体工事の請負契約の締結について

次のとおり旧温水プール解体工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 温水プール解体工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市若竹3丁目1番5号
- 3 工 事 概 要 旧温水プール解体工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 286,000,000円
- 6 契約の相手方 一宮市木曽川町外割田字寺前82番地
大興建設株式会社

森本中央公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結について

次のとおり森本中央公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 森本中央公園流域貯留施設築造工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市森本三丁目地内
- 3 工 事 概 要 流域貯留施設の築造工事
 - (1) 流域貯留施設工事一式
 - (2) 流入施設工事一式
 - (3) 放流施設工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 632,500,000円
- 6 契約の相手方 イチテック・平野建設特定建設工事共同企業体
 - 代表者 一宮市せんい1丁目2番19号
株式会社イチテック
 - 構成員 一宮市萩原町東宮重字中島方29番地
平野建設株式会社

議案第88号

旧中央看護専門学校及び旧スケート場の解体工事の請負契約の締結に係る議決内容
の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例
第4号)第2条の規定に基づき、既に議決を得た、旧中央看護専門学校及び旧スケート場の解
体工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じた
ので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 旧中央看護専門学校・旧スケート場解体工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市松降1丁目9番21号
- 3 工 事 概 要 旧中央看護専門学校・旧スケート場解体工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額

当 初 契 約(令和7年6月26日議決)	229,790,000円
第1回変更契約(令和8年3月24日専決)	244,725,800円
今回の変更契約	251,373,100円

- 6 契約の相手方 一宮市三条字中34番地4
株式会社吉田組

水槽付消防ポンプ自動車(CD-Ⅰ型)の売買契約の締結について

次のとおり消防署において使用する水槽付消防ポンプ自動車(CD-Ⅰ型)の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 水槽付消防ポンプ自動車(CD-Ⅰ型) |
| 2 | 台 数 | 1台 |
| 3 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 61,050,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 名古屋市中区上前津二丁目12番1号
日本機械工業株式会社 名古屋営業所 |

小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結について

次のとおり消防団において使用する小型動力ポンプ付積載車(B2級)の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- | | | |
|---|---------|------------------------------|
| 1 | 物 品 名 | 小型動力ポンプ付積載車(B2級) |
| 2 | 台 数 | 2台 |
| 3 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 40,211,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 名古屋市中区千代田四丁目9番6号
萬茂防災株式会社 |

高規格救急自動車の売買契約の締結について

次のとおり消防署において使用する高規格救急自動車の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 台 数 | 1台 |
| 3 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 30,350,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 一宮市大和町宮地花池字高見55番地
愛知トヨタWE S T株式会社 一宮店 |

パーティション及び簡易ベッドの売買契約の締結について

次のとおり一宮市指定避難所において使用するパーティション及び簡易ベッドの売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 物 品 名 避難所用パーティション及び簡易ベッド
- 2 数 量 (1) パーティション 1,500張
(2) 簡易ベッド 3,000台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 23,430,000円
- 5 契約の相手方 一宮市千秋町小山字高砂30番地
内外物産株式会社

和解及び損害賠償の額の決定について

生活福祉課職員による交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 事故の概要

令和8年2月6日、生活福祉課職員が公用車を運転していたところ、交差点の赤信号で停止していた本件和解の相手方(個人。以下「相手方」という。)の所有する車両の後方に接触したことにより、当該相手方の所有する車両が損傷し、及び相手方が負傷した。

2 和解の内容

一宮市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償金として1,263,843円を支払う。当該損害賠償金のうち、車両の修繕に係る費用236,764円及び代車に係る費用205,216円は、令和8年4月27日に一宮市が概算払で支払った441,980円をもって充てるものとし、相手方の治療に係る費用370,997円は、一宮市が概算払で支払った370,997円をもって充てるものとし、残額の通院費4,466円及び慰謝料446,400円は、同年8年11月30日限り、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。本件事故に関して、本条項に定めるほか、一宮市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 損害賠償の額

1,263,843円

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

路線廃止

[illegible]

路線認定

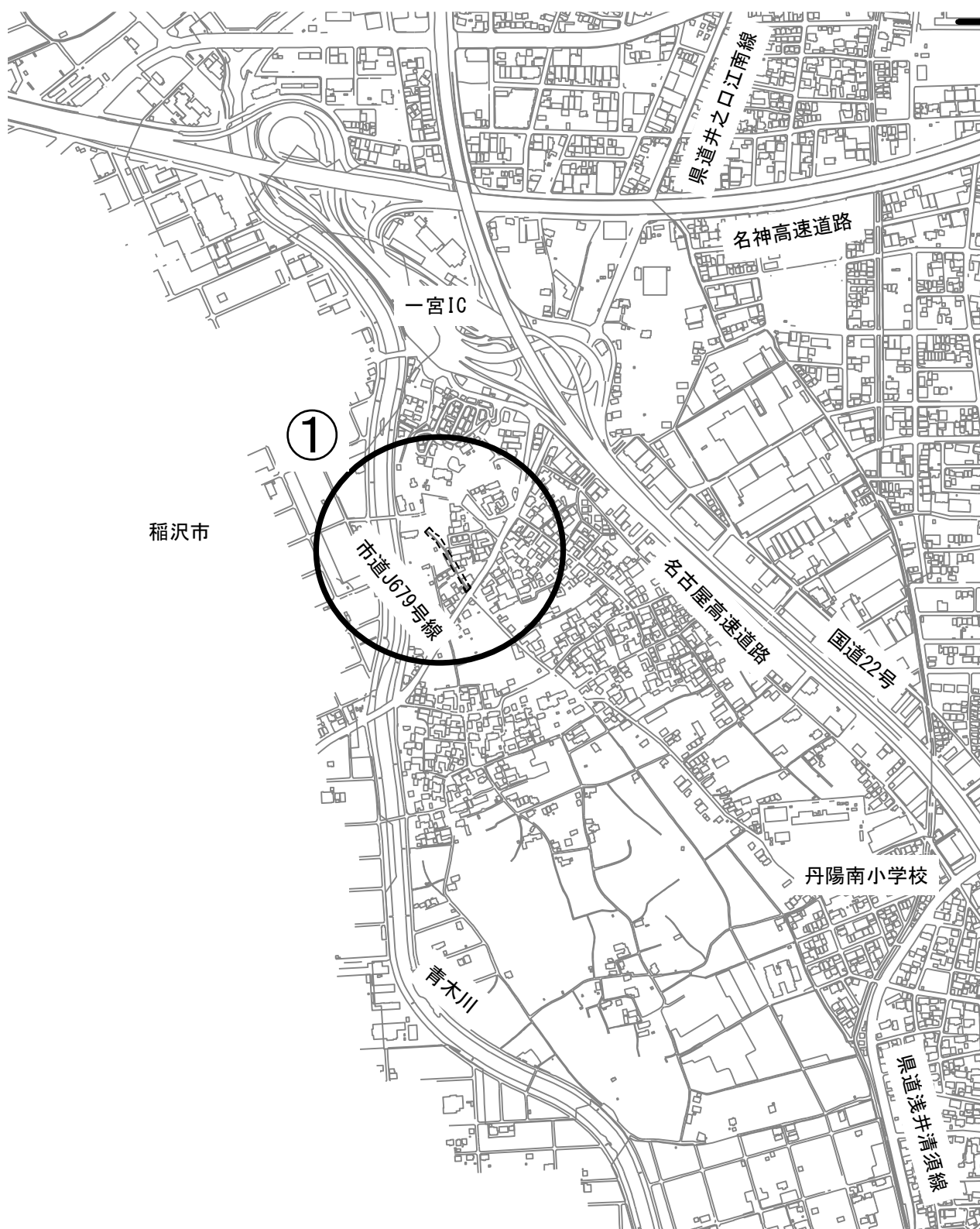
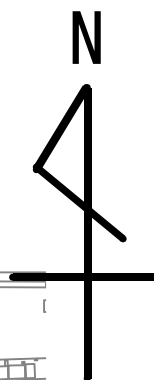
[illegible]

凡	例
①	路線廃止整理番号
〔――〕	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
————	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線廃止

案内図

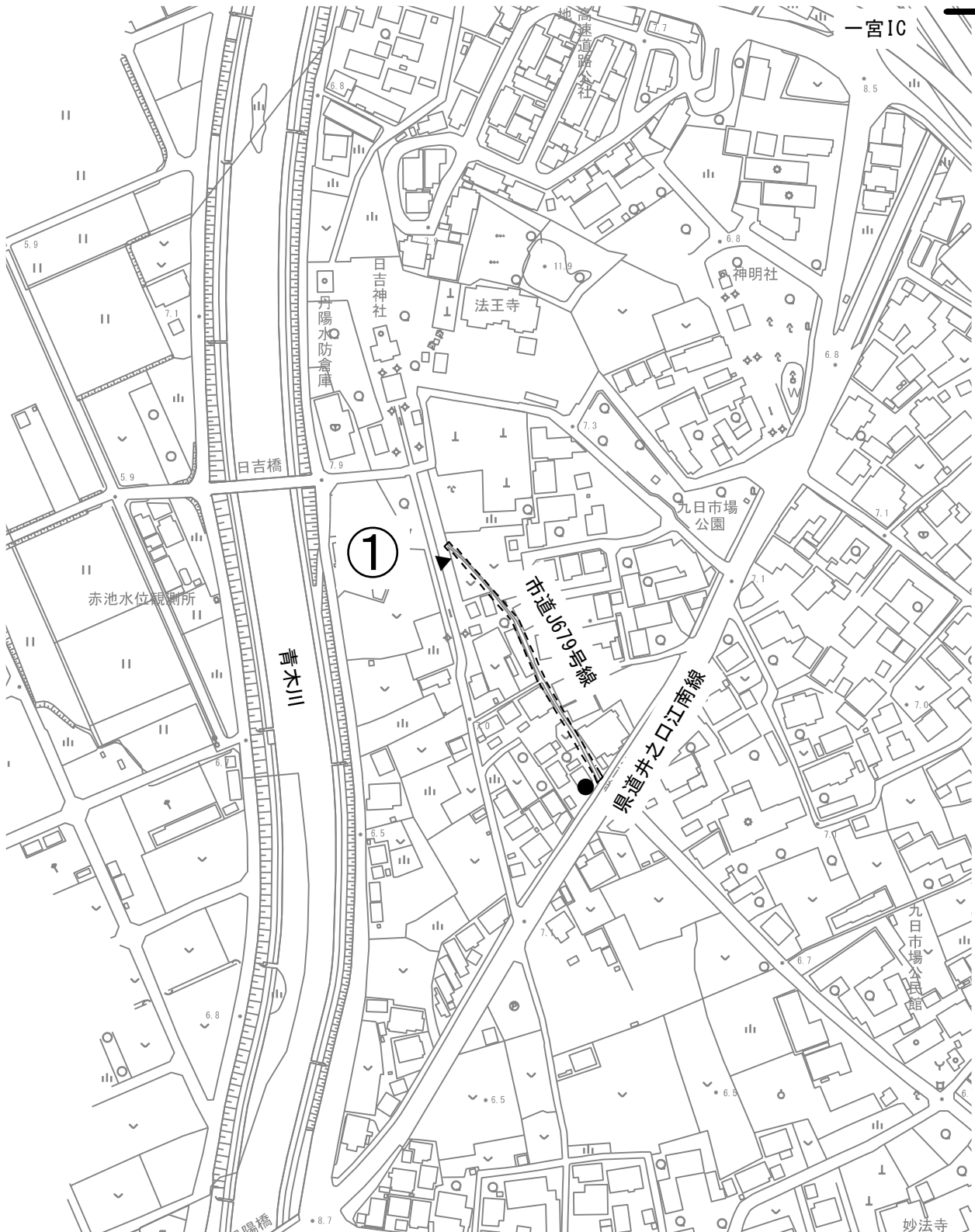
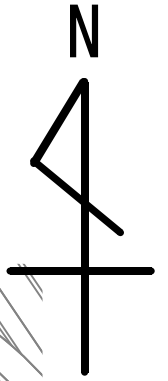
S=1／10,000



路線廃止

位置図

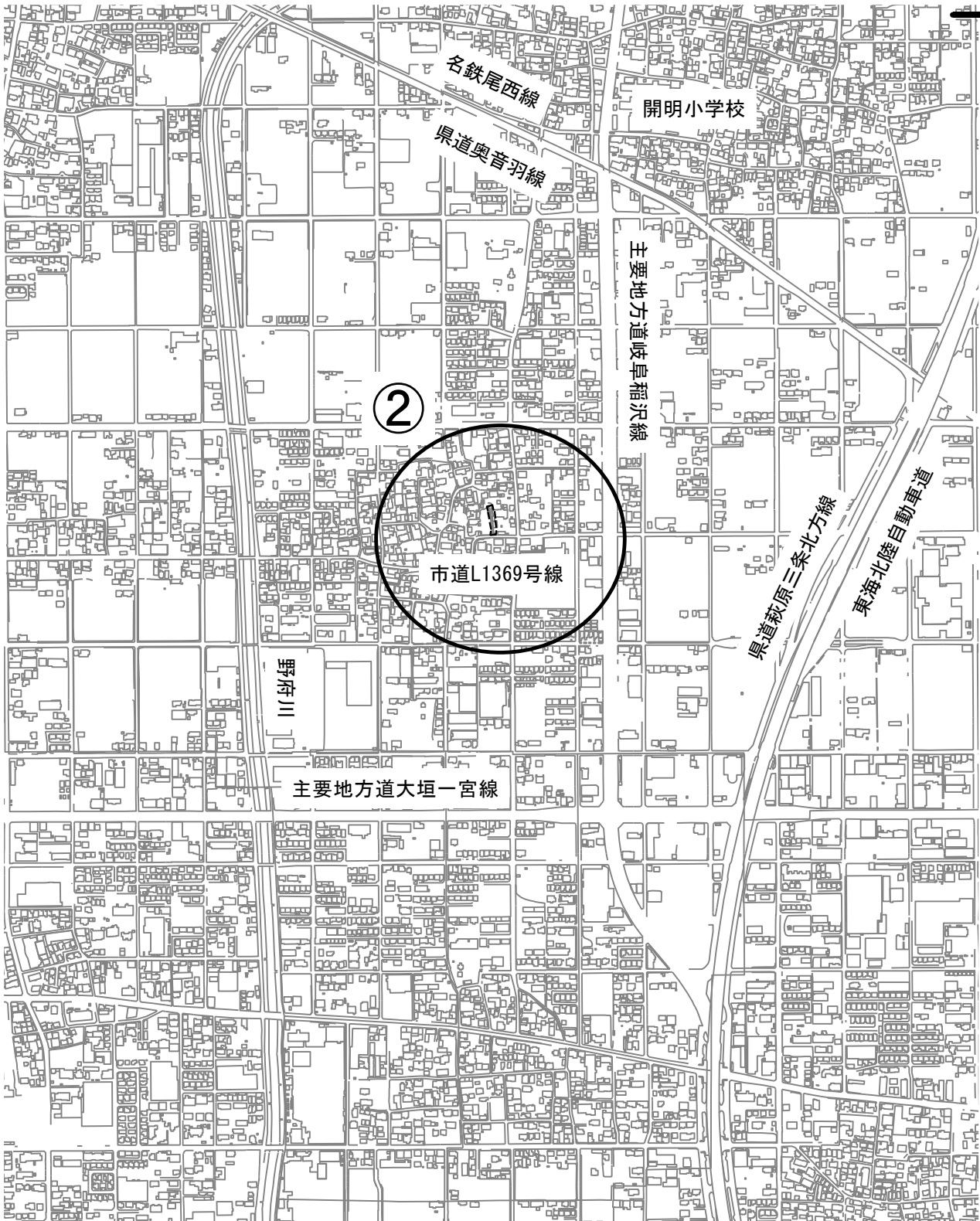
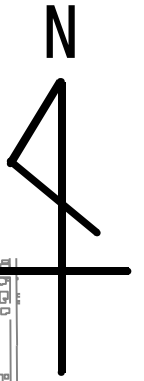
S=1／2, 500



路線廃止

案内図

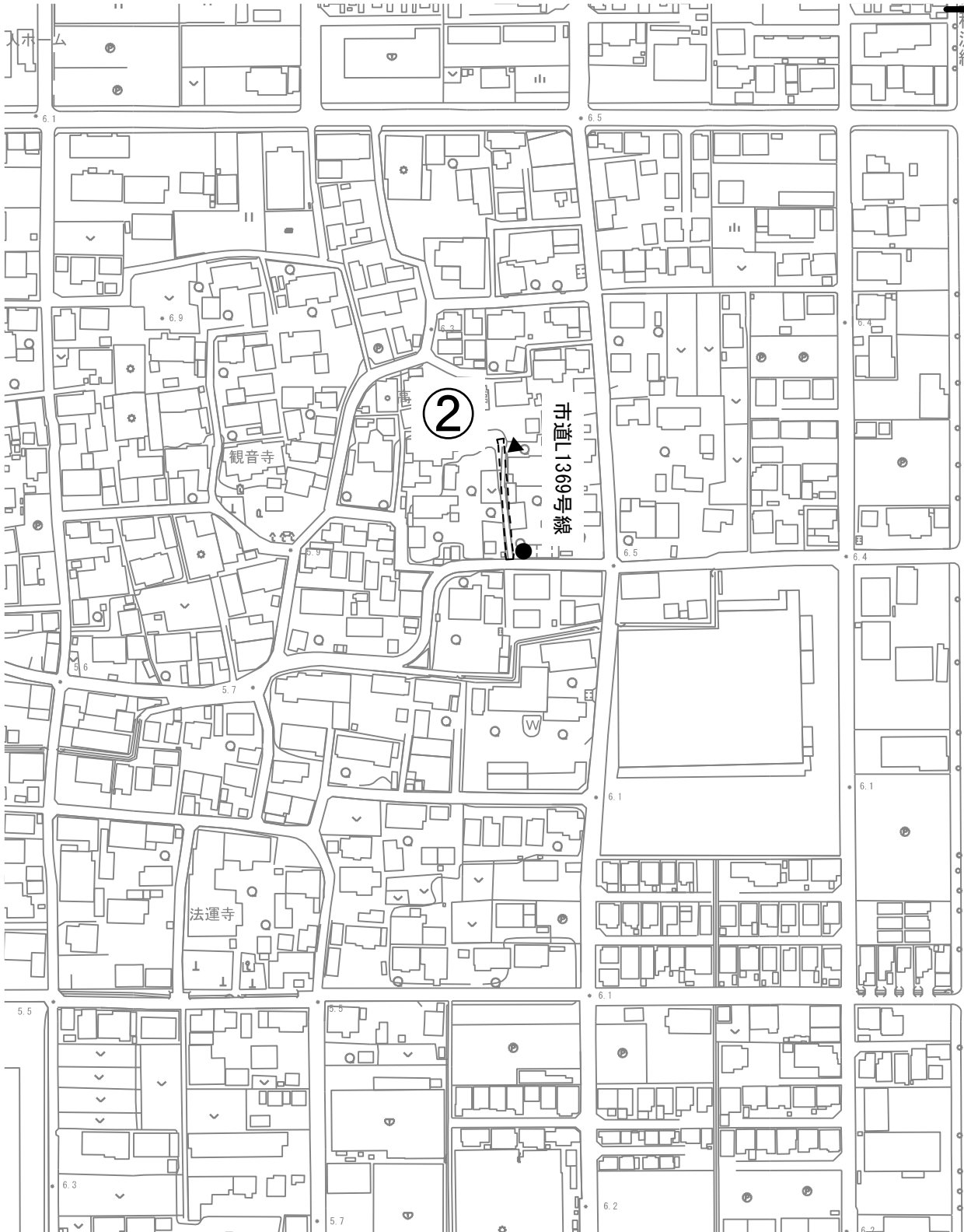
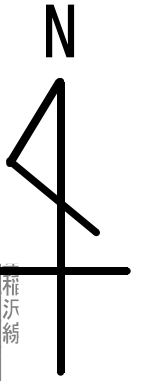
S=1／10,000



路線廃止

位置図

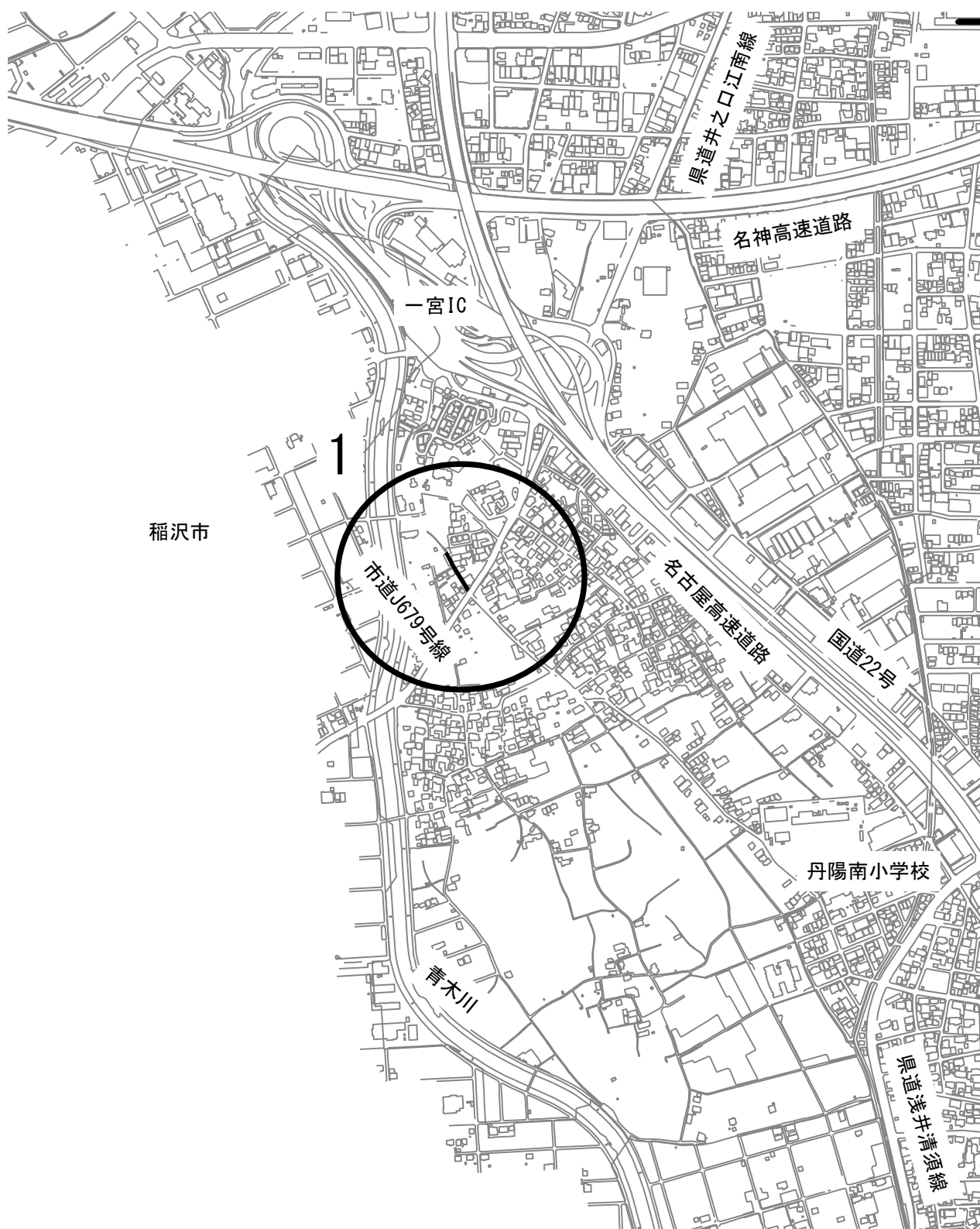
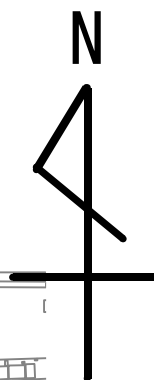
S=1／2, 500



路線認定

案内図

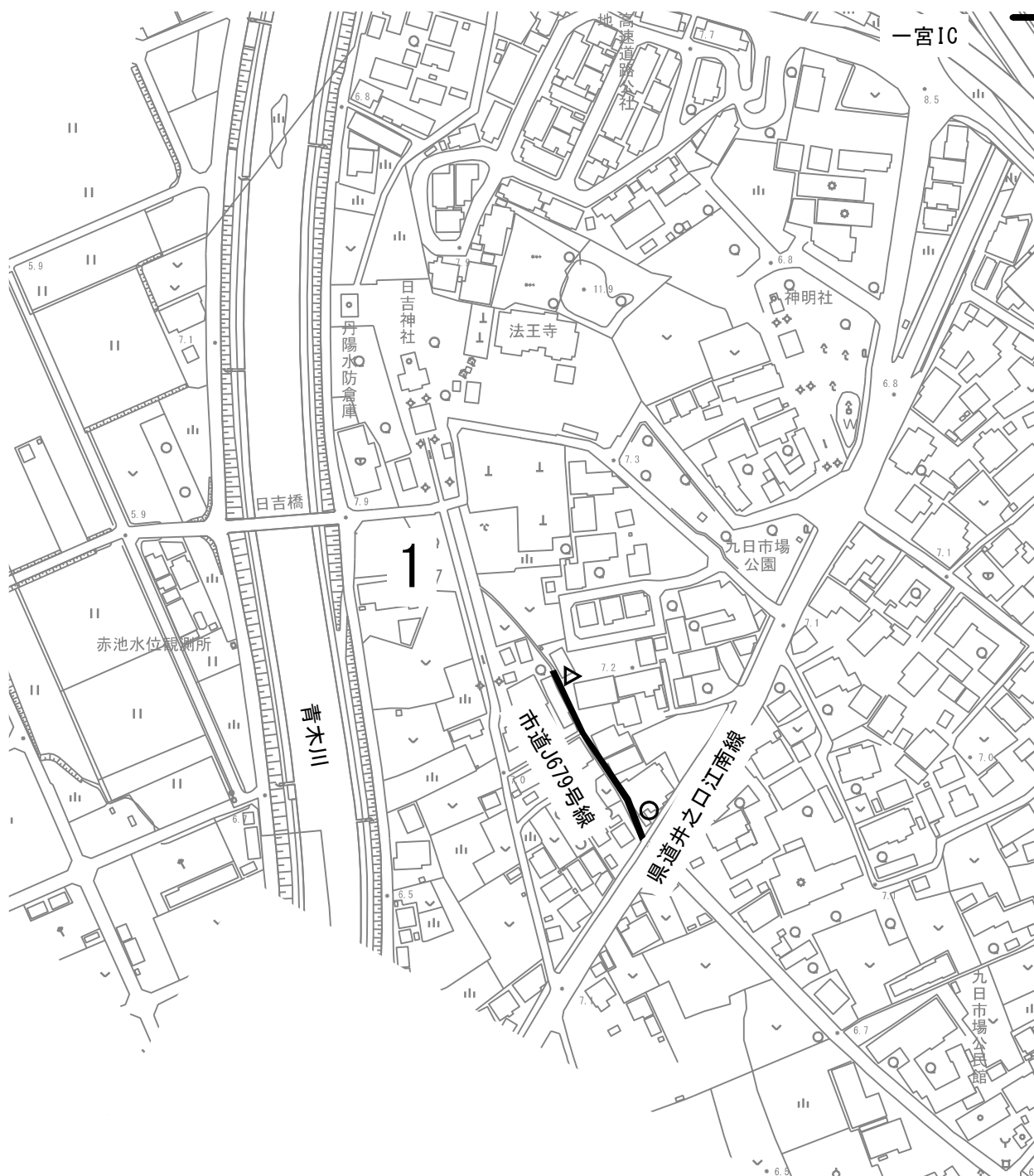
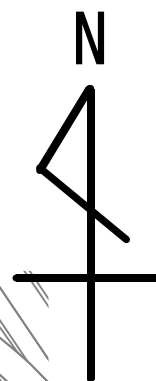
S=1／10,000



路線認定

位置図

S=1／2, 500

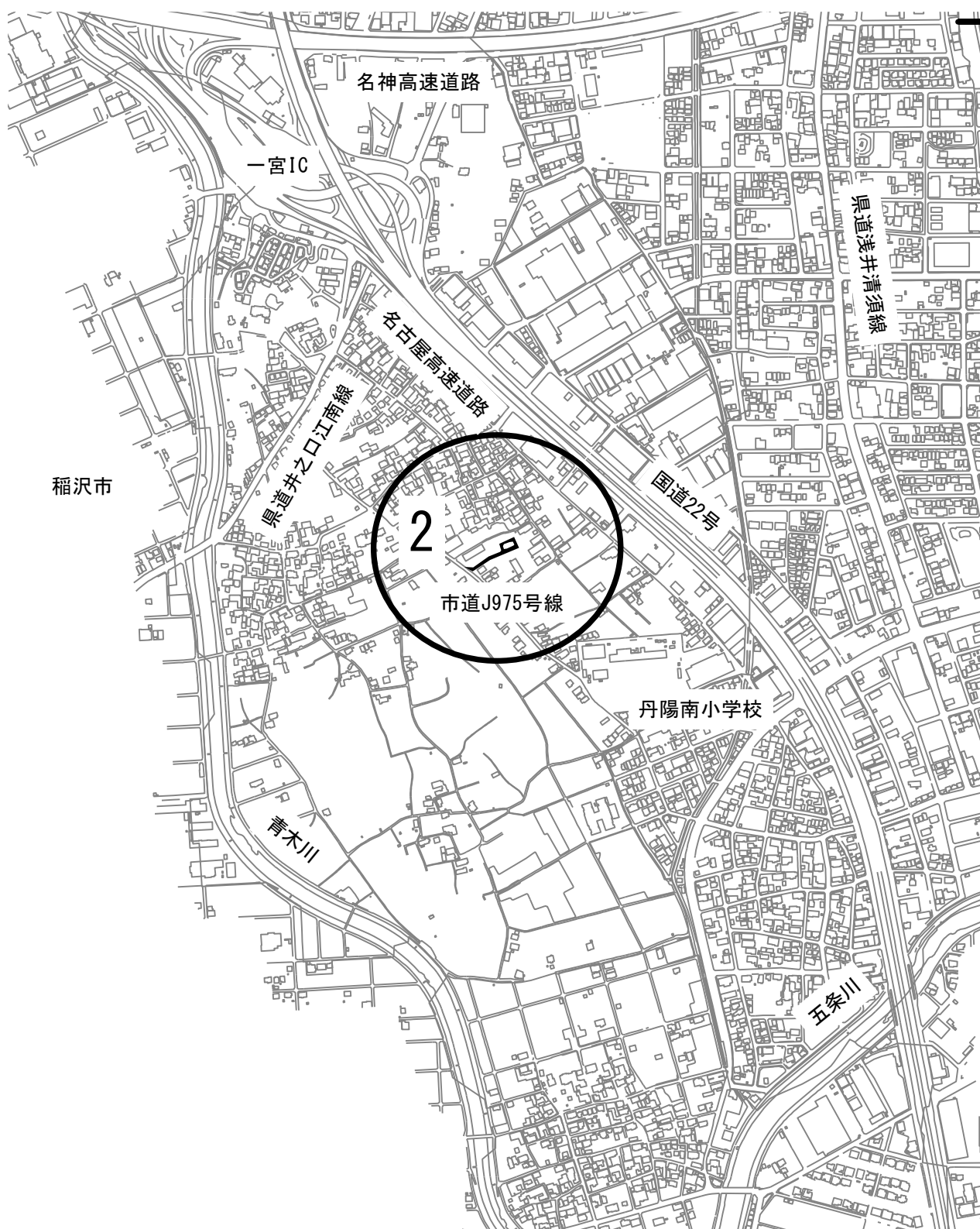
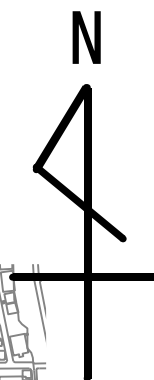


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)
1	市道J679号線	86.4	0.6～1.5

路線認定

案内図

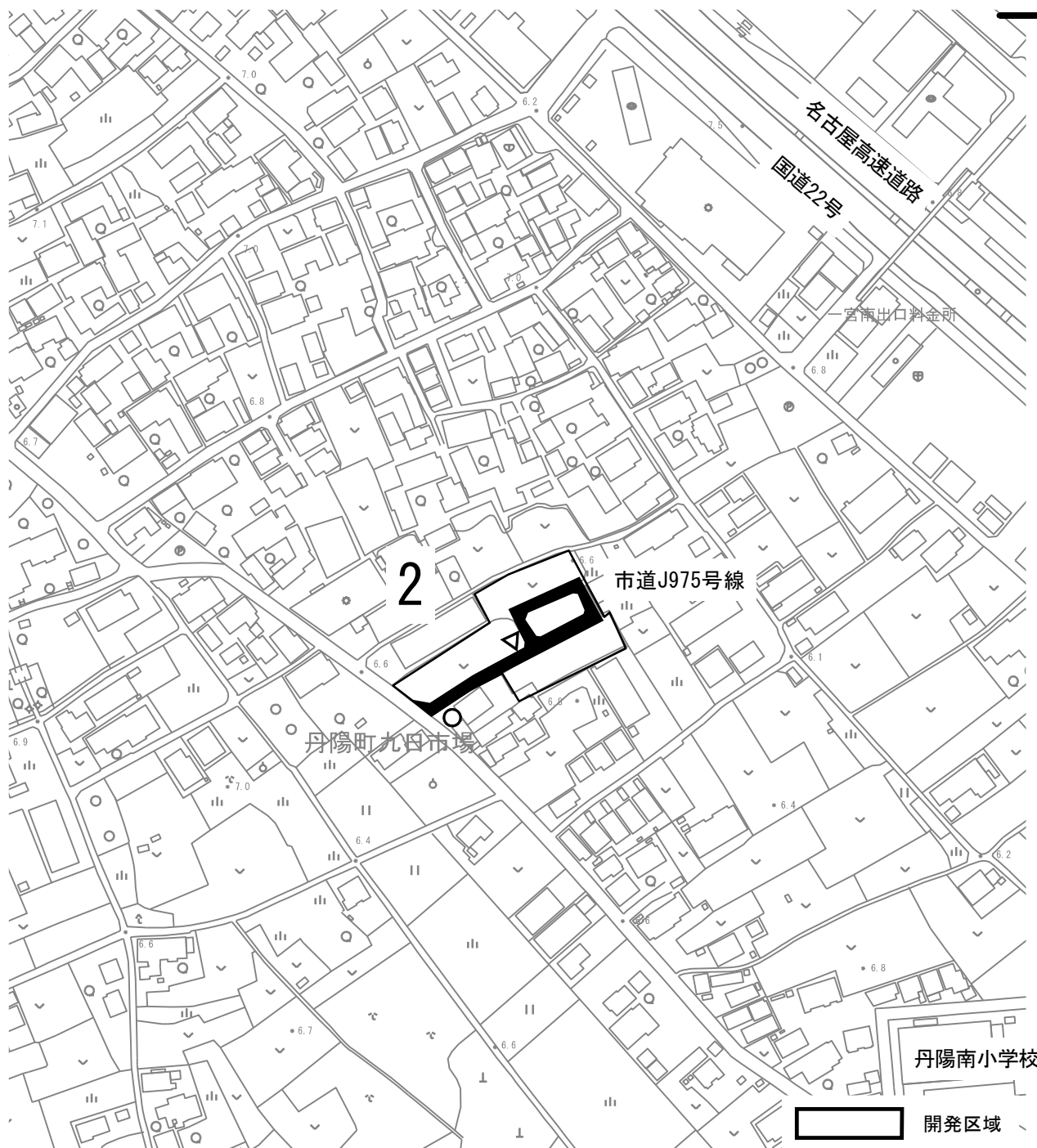
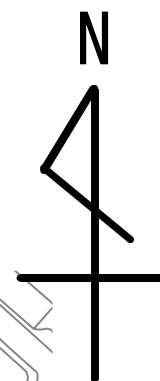
S=1／10,000



路線認定

位置図

S=1／2, 500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
2	市道J975号線	147.0	5.0	8.3(起点)

損害賠償の額の決定について

一宮市立市民病院における医療過誤に対する損害賠償請求事案に係る損害賠償の額の決定について、一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)第9条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 本件事案の概要

相手方(当時80代)は、令和6年12月、転倒し、受傷したため、一宮市立市民病院を受診した。外来担当医師によりX線撮影が行われ、左大腿骨頸部骨折と診断されたことから、左大腿骨人工骨頭挿入術を受けるため、一宮市立市民病院に入院した。入院後に担当となった医師は、手術承諾書及び手術申込書に左大腿骨頸部骨折と記載すべきところを右大腿骨頸部骨折と、左大腿骨人工骨頭挿入術と記載すべきところを右大腿骨人工骨頭挿入術と誤って記載し、手術前の手術部位マーキングも誤って右下肢に実施した。その後、右大腿骨人工骨頭挿入術が行われ、手術後のX線撮影を行った際、手術すべき大腿骨の左右を誤っていたことが判明した。

このことが診療契約上の義務違反に当たるとして、一宮市に対して損害賠償を求められたため、相手方と一宮市との間で協議を重ねた結果、損害賠償の額の合意に至ったものである。

2 和解条項

- (1) 一宮市は相手方に対して、本件医療事故の損害賠償金として金550万円の支払義務があることを認め、同金員をこの和解契約の締結後30日限り、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は一宮市の負担とする。
- (2) 相手方と一宮市は、前号の金員の支払をもって、本件医療事故について一切解決したものとし、相手方と一宮市及びその被用者の間には何らの債権債務も存在しないことを確認する。

3 損害賠償の額

金5,500,000円

認定第1号

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

認定第2号

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

認定第3号

令和7年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について

令和7年度愛知県一宮市病院事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項及び第2項第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

市長の専決処分事項の指定について（昭和 62 年 3 月 23 日議決）

1 第 1 項関係（和解）

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所 属
令和 8. 6. 11	令和 8. 2. 12	交通事故	な し	農業振興課

2 第 2 項第 3 号関係（和解及び損害賠償の額の決定）

専決処分 年月日	発生年月日	原 因	市が負担すべきもの		所 属
				うち損害賠償額	
令和 8. 6. 12	令和 8. 5. 5	車 両 損 傷 事 故	17,710円	17,710円	維持課
令和 8. 6. 12	令和 8. 5. 5	車 両 損 傷 事 故	47,649円	47,649円	維持課

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日

令和8年7月9日

2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容

(1) 契約名称

一宮市民会館外壁等改修工事(週休2日)の請負契約

(2) 契約金額

当 初 契 約(令和7年6月26日議決)	192,280,000円
第1回変更契約(令和8年4月9日専決)	195,192,800円
今回の変更契約(令和8年7月9日専決)	204,327,200円
当初契約と今回の変更契約との差	12,047,200円

(3) 契約金額の増額変更に係る理由

ホールの舞台上で発生した雨漏りへの対策として、外壁防水工事等を追加で施工するため

下水道使用料の督促に係る審査請求の却下の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第1項の規定による下水道使用料の督促に係る審査請求について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定に基づき次のとおり却下したので、法第231条の3第9項の規定に基づき報告する。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 審査請求年月日
令和8年4月27日
- 2 審査請求人
一宮市内に所在する法人
- 3 処分庁
一宮市水道事業等管理者
- 4 審査請求に係る処分
処分庁が審査請求人に対して令和8年1月28日付けで行った法第231条の3第1項の規定による下水道使用料の督促
- 5 審査請求人の主張の要旨
審査請求人は、当該審査請求人が運営するグループホームに係る下水道の接続に関する手続及び仕組みに疑問があると主張する。
- 6 却下裁決年月日
令和8年7月2日
- 7 却下の理由
行政不服審査法第23条の規定に基づき、審査庁は、審査請求人に対して、期間を定め、当該期間内に審査請求書の次に掲げる不備を補正すべきことを命じたが、当該期間内に当該不備の補正がなされなかったため
 - (1) 行政不服審査法第19条第4項の規定に基づく法人代表者の住所又は居所の記載がないこと。
 - (2) 行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第4条第1項の規定に基づく審査請求書の副本の提出がないこと。
 - (3) 行政不服審査法施行令第4条第2項の規定に基づく法人代表者の資格を証する書面の提出がないこと。
 - (4) 処分庁の記載が誤っていること。
 - (5) 審査請求の趣旨が明確に記載されていないこと。
 - (6) 審査請求の理由について、根拠となる法令等が記載されていないこと。

報告第25号

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算報告について

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画			実績				比較			
				年割額	左の財源内訳		支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳		
					交付金	企業債		交付金	企業債	一般財源		交付金	企業債	一般財源
1 資本的支出	1 建設改良費	木曽川町外割田二の通り地内ほか配水管改良工事(その3)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			5	15,000,000	5,000,000	10,000,000	0	0	0	－	15,000,000	5,000,000	10,000,000	－
			6	139,200,000	15,200,000	124,000,000	84,744,000	5,000,000	79,744,000	－	54,456,000	10,200,000	44,256,000	－
			7	188,500,000	－	188,500,000	234,466,100	15,200,000	218,900,000	366,100	△ 45,966,100	△ 15,200,000	△ 30,400,000	△ 366,100
			計	342,700,000	20,200,000	322,500,000	319,210,100	20,200,000	298,644,000	366,100	23,489,900	0	23,856,000	△ 366,100

報告第26号

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算報告について

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画			実績				比較			
				年割額	左の財源内訳		支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳		
					交付金	企業債		交付金	企業債	一般財源		交付金	企業債	一般財源
一般区域 1 公共下水道資本的支出	1 建設改良費	柳戸ポンプ場沈砂池設備更新工事	4	円 18,000,000	円 9,000,000	円 9,000,000	円 0	円 0	円 0	円 －	円 18,000,000	円 9,000,000	円 9,000,000	円 －
			5	94,000,000	47,000,000	47,000,000	112,000,000	56,000,000	56,000,000	－	△ 18,000,000	△ 9,000,000	△ 9,000,000	－
			6	217,500,000	107,250,000	110,250,000	184,000,000	90,500,000	93,500,000	－	33,500,000	16,750,000	16,750,000	－
			7	270,500,000	50,450,000	220,050,000	142,900,000	67,200,000	75,529,657	170,343	127,600,000	△ 16,750,000	144,520,343	△ 170,343
			計	600,000,000	213,700,000	386,300,000	438,900,000	213,700,000	225,029,657	170,343	161,100,000	0	161,270,343	△ 170,343
	2 拡張事業費	本町通8丁目地内ほか雨水管布設工事	4	100,000,000	50,000,000	50,000,000	0	0	0	－	100,000,000	50,000,000	50,000,000	－
			5	200,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	50,000,000	50,000,000	－	100,000,000	50,000,000	50,000,000	－
			6	400,000,000	110,000,000	290,000,000	250,000,000	125,000,000	125,000,000	－	150,000,000	△ 15,000,000	165,000,000	－
			7	－	－	－	349,997,100	85,000,000	264,000,000	997,100	△ 349,997,100	△ 85,000,000	△ 264,000,000	△ 997,100
			計	700,000,000	260,000,000	440,000,000	699,997,100	260,000,000	439,000,000	997,100	2,900	0	1,000,000	△ 997,100
		本町4丁目地内ほか雨水管布設工事	6	119,400,000	59,700,000	59,700,000	53,000,000	26,500,000	26,500,000	－	66,400,000	33,200,000	33,200,000	－
			7	280,600,000	115,300,000	165,300,000	346,602,500	148,500,000	198,000,000	102,500	△ 66,002,500	△ 33,200,000	△ 32,700,000	△ 102,500
			計	400,000,000	175,000,000	225,000,000	399,602,500	175,000,000	224,500,000	102,500	397,500	0	500,000	△ 102,500

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

比率名	令和7年度	経営健全化基準
	(%)	(%)
資金不足比率	—	20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

比率名	令和7年度	経営健全化基準
	(%)	(%)
資金不足比率	—	20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

報告第29号

令和7年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和7年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

比率名	令和7年度	経営健全化基準
	(%)	(%)
資金不足比率	—	20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

報告第30号

いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について

いちのみや未来エネルギー株式会社の令和7年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和8年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

第 4 期 事 業 報 告

〔 自 2025年 5月 1日
至 2026年 4月 30日 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社は、一宮市環境センター等で発電された電気を地域内で消費することによるエネルギーの地産地消を推進するとともに、事業利益を活用した再生可能エネルギーの普及拡大などを推進し、一宮市の「脱炭素化のシンボル」となることを目指し、一宮市、東邦ガス株式会社、アーバンエナジー株式会社および株式会社あいち銀行の出資により、2023年1月18日に設立し、2023年7月から二酸化炭素排出量実質ゼロの電力を一宮市公共施設へ供給しております（2026年4月末時点で239契約）。

当期の販売電力量については 22,115千kWhとなり、計画より約△1%となりました。売上高は601,384千円、経常利益は29,381千円、当期純利益は21,513千円となりました。また、事業利益から現金28,745千円を一宮市へ寄付しました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、安定的に事業利益を計上し、寄付および利益活用事業による地域活性化につなげられるよう、電源調達環境や電気事業制度などの様々な変化に対して適切に対応し、事業基盤を確立するとともに、効率的な事業運営に努めます。また、業務遂行にあたっては、コンプライアンスを徹底します。

(5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第1期 2023年4月期	第2期 2024年4月期	第3期 2025年4月期	第4期 2026年4月期
売上高	—	414,861	586,013	601,384
経常利益	△1,491	19,386	34,996	29,381
当期純利益	△1,569	14,499	25,281	21,513
一株当たり 当期純利益	△15円69銭	144,993円45銭	252,818円70銭	215,139円06銭
総資産	98,508	194,063	243,082	253,779
純資産	98,430	112,929	138,211	159,725

(6) 主要な事業内容

- ①小売電気事業
- ②発電事業
- ③前各号に附帯又は関連する一切の事業

(7) 主要な事業所

名 称	所在地
本社	愛知県一宮市

(8) 従業員の状況

従業員は東邦ガス株式会社からの出向者2名

(9) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 当社の発行株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,000株

(2) 発行済株式の総数 100株

(3) 株主数 4名

(4) 株主

株 主 名	持株数	持株比率
一宮市	51株	51.0%
東邦ガス株式会社	34株	34.0%
アーバンエナジー株式会社	10株	10.0%
株式会社あいち銀行	5株	5.0%

3. 当社役員に関する事項（2026年4月30日現在）

取締役および監査役の状況

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
吉崎 直己	代表取締役	東邦ガス株式会社 西尾張地域支配人
中村 幸司	取 締 役	一宮市 環境部長
芥川 和弘	取 締 役	アーバンエナジー株式会社 プロジェクト推進部長
上田 達生	監 査 役	株式会社あいち銀行 一宮支店長

以 上

事業報告に係る附属明細書

1. 事業報告の内容を補足する重要事項
特記事項なし

以 上

貸 借 対 照 表

令和 8年 4月30日 現在

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	253,779,741	【流動負債】	94,054,065
現 金 及 び 預 金	162,124,512	買 掛 金	70,994,794
売 掛 金	87,289,327	未 払 費 用	2,200,000
立 替 金	179,603	未 払 法 人 税 等	3,968,300
未 収 入 金	4,186,299	未 払 消 費 税 等	4,712,800
		預 り 金	12,178,171
		負 債 の 部 合 計	94,054,065
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	159,725,676
		資 本 金	100,000,000
		【利益剰余金】	59,725,676
		【その他利益剰余金】	59,725,676
		繰 越 利 益 剰 余 金	59,725,676
		純 資 産 の 部 合 計	159,725,676
資 産 の 部 合 計	253,779,741	負 債 及 び 純 資 産 合 計	253,779,741

損 益 計 算 書

自 令和 7年 5月 1日
至 令和 8年 4月30日

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位：円)

【売上高】

売 上 高 601,384,373

売 上 高 合 計 601,384,373

【売上原価】

当 期 商 品 仕 入 高 358,583,675

需 給 管 理 費 30,000,000

容 量 抛 出 金 12,394,852

自 己 託 送 業 務 委 託 費 8,902,309

託 送 費 105,882,091

合 計 515,762,927

売 上 原 価 515,762,927

売 上 総 利 益 85,621,446

【販売費及び一般管理費】

販売費及び一般管理費合計 56,571,009

営 業 利 益 29,050,437

【営業外収益】

受 取 利 息 331,071

営 業 外 収 益 合 計 331,071

経 常 利 益 29,381,508

税 引 前 当 期 純 利 益 29,381,508

法人税、住民税及び事業税 7,867,602

当 期 純 利 益 21,513,906

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 7年 5月 1日
至 令和 8年 4月30日

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位：円)

給	料	手	当	907,900
外		注	費	24,029,237
広	告	宣	伝 費	72,379
消	耗	品	費	49,242
諸		会	費	610,000
支	払	手	数 料	67,060
租	税	公	課	1,650,837
支	払	報	酬 料	430,000
寄		付	金	28,745,000
雑			費	9,354

販売費及び一般管理費合計

56,571,009

株主資本等変動計算書

自 令和 7年 5月 1日
至 令和 8年 4月 30日

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位：円)

	株主資本										株 資 合 計	
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			自己株式		
			資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		利 益 準 備 金	利益剰余金				
								任 積 立 金	繰越利益 剰余金			利 益 剰 余 金 合 計
当期末残高	100,000,000							38,211,770	38,211,770		138,211,770	
当期変動額												
当期純利益								21,513,906	21,513,906		21,513,906	
当期変動額合計	-		-	-	-	-	-	21,513,906	21,513,906	-	21,513,906	
当期末残高	100,000,000							59,725,676	59,725,676		159,725,676	

	評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰上 延誤 損益	地上 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期末残高						138,211,770
当期変動額						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	21,513,906
当期末残高						159,725,676

注 記 表

いちのみや未来エネルギー株式会社

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 消費税等の会計処理に関する注記

(1) 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっている。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 100株

(2) 配当に関する事項 無配により、該当事項はありません。

監 査 報 告 書

2025年5月1日から2026年4月30日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年 7 月 10 日

いちのみや未来エネルギー株式会社

監査役 上田 達生

